

第百三三議案

東京都漁港管理条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都漁港管理条例の一部を改正する条例

東京都漁港管理条例（昭和四十二年東京都条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十二条第一項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の下に「又は法第四十三條第四項に規定する認定計画実施者（法第四十四條第一項に規定する認定計画において法第四十二條第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第五十條第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同項ただし書中「同條第四項」を「法第三十九條第四項」に改め、同條第二項後段中「又は」を「若しくは占有又は次條第一項に規定する認定計画実施者による」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行による漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）の改正に伴い、占用料に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。